



令和2年度 公益財団法人鳥取県スポーツ協会

第6回 理事会 議事録

日 時 令和3年3月9日(火) 午後1時30分

場 所 白兔会館

出席者 <理事> 19名

中永 廣樹	堀田 收	松本 典子	小倉 健一	後藤 裕明
小林 綾子	生田 文子	長谷川和郎	小西慎太郎	岡田 行雄
藤野 純一	加藤 速美	小坂 秀己	河本 勝江	有沢 郁翁
土橋 義親	阿部 雄一	徳永 由樹	三田 清人	

<監事> 1名

小林 敬典

<立会> 2名

鳥取県地域づくり推進部

スポーツ振興局スポーツ課 課長 明場 達朗

鳥取県教育員会事務局体育保健課 課長 住友 正人

<施設長> 6名

川口 久光	唐島 邦高	藤井 仁志	宮脇 正法	白井 靖二
依藤 典篤				

<事務局> 8名

岸根 弘幸	稲田 誠一	吉岡 千春	盛田圭一朗	井戸垣 賢
藤田 知子	亀澤 達也	小原 綾佳		

理事総数27名、うち出席19名で、定款第37条に基づき理事会成立。
 定款第36条により、中永会長が議長となり議事に入った。

議 案

議案第1号 令和3年度事業計画(案)及び当初予算(案)について
 (岸根事務局長)

令和3年度事業計画及び当初予算として、公益1の(1)競技力向上事業、(2)生涯スポーツ推進事業、(3)体育施設管理・運営事業の3区分及び収益1施設関連事業、収益2自動販売機設置事業について資料に基づき説明し、併せて収支予算・資金調達及び設備投資等について資料に基づき説明し、これらを諮り、原案のとおり出席理事全員一致で議決された。

議案第2号 公益財団法人鳥取県スポーツ協会評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程の一部改正について
 (岸根事務局長)

鳥取県退職者の再雇用に係るガイドラインを踏まえ、鳥取県の再任用職員の報酬水準に合わせ、賞与相当分報酬の「6月分202.5/100及び12月分202.5/100」を「6月分105.0/100及び12月分105.0/100」へ改正すること、また、加算率を削除することを資料に基づき説明。これらを諮り、原案どおり出席理事全員一致で評議員会へ議題として提出することに同意された。

議案第3号 各種規程の一部改正について
 (岸根事務局長)

1 職員給与規程の一部改正について

鳥取県退職者の再雇用に係るガイドラインを踏まえ、鳥取県の再任用職員の報酬水準に合わせて、高齢等のため官公署、学校及び民間企業等を退職し採用された職員にかかる役職手当等を下記のとおり改正することを資料に基づき説明。

職員給与規程の一部改正 新旧対照表(抜粋)

改正後	改正前
第1条～第3条1 省略	第1条～第3条1 省略
第3条 2 第1項の規定に関わらず、定年後再任用された者、又は高齢のため企業等を退職し新たに職員となった者の給料は、別表(二)により会長が決定する。 別表(二)	第3条 2 第1項の規定に関わらず、定年後再任用された者、又は高齢のため企業等を退職し新たに職員となった者の給料は、別表(二)により会長が決定する。 別表(二)

職員区分	給料月額
スタッフ	187,900
施設次長・リーダー・主幹	215,400
事務局次長	255,600
施設長	275,000
事務局長	290,200
専務理事	315,600

第3条3～第5条 省略

(役職手当)

第6条 役職手当は、事務局長、園長、館長、事務局次長、リーダー、主幹及び施設次長に支給する。ただし、高齢等のため官公署、学校及び民間企業等を退職し、採用された職員については、支給しない。

第6条2～第8条3(2) 省略

(賞与)

第8条3

(3) 前2号の規定に関わらず、次表左欄に掲げる者(高齢等のため官公署、学校及び民間企業等を退職し、採用された職員を除く)の賞与計算における給料は、給料に同表右欄に掲げる加算率を乗じた額を加えて得た額とする。

職員区分	加算率	
事務局長	15%	
園長、館長		
事務局次長		
リーダー、主幹	10%	
4級に在職する		施設次長
3級に在職する		施設次長
サブリーダー、副主幹、	5%	

職員区分	給料月額
スタッフ	187,900
施設次長・リーダー・主幹	215,400
事務局次長	255,600
事務局長・施設長	275,000
困難な業務を行う事務局長(役員兼務)	290,200
専務理事	315,600

第3条3～第5条 省略

(役職手当)

第6条 役職手当は、事務局長、園長、館長、事務局次長、リーダー、主幹及び施設次長に支給する。

第6条2～第8条3(2) 省略

(賞与)

第8条3

(3) 前2号の規定に関わらず、次表左欄に掲げる者の賞与計算における給料は、給料に同表右欄に掲げる加算率を乗じた額を加えて得た額とする。

職員区分	加算率	
事務局長	15%	
園長、館長		
事務局次長	10%	
リーダー、主幹		
4級に在職する	施設次長	5%
3級に在職する	施設次長	
サブリーダー、副主幹、主任体育指導員		

主任体育指導員

4 (1) 賞与の支給率は、次表に掲げる範囲内とする。

支給日	期末手当相当	勤勉手当相当
6月30日	121.5/100	77.0/100
12月10日	121.5/100	77.0/100

(2) 高齢等のため官公署、学校及び民間企業等を退職し、採用された職員については次表に掲げる範囲内とする。

支給日	期末手当相当	勤勉手当相当
6月30日	65.5/100	39.5/100
12月10日	65.5/100	39.5/100

5 前項(1)の勤勉手当相当分の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができるが、職員の平均支給率が78.5/100を超えないこととする。なお、期末手当相当分の支給率は、引き下げる場合に限り変更できるものとする。

第8条6～第8条7 省略

(時間外勤務手当)

第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、勤務した時間に対し時間外勤務手当を支給する。

2 時間外勤務手当は、役職手当が支給される事務局長、園長及び館長には支給しない。

第10条 省略

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

4 賞与の支給率は、次表に掲げる範囲内とする。

支給日	期末手当相当	勤勉手当相当
6月30日	121.5/100	77.0/100
12月10日	121.5/100	77.0/100

5 前項の規定に関わらず、勤勉手当相当分の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができるが、職員の平均支給率が78.5/100を超えないこととする。なお、期末手当相当分の支給率については、引き下げる場合に限るものとする。

第8条6～第8条7 省略

(時間外勤務手当)

第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、勤務した時間に対し時間外勤務手当を支給する。

2 時間外勤務手当は、事務局長、園長及び館長には支給しない。

第10条 省略

2 職員育児・介護休業等に関する規程の一部改正について

子の看護休暇と介護休業を特別休暇に組み込むため、下記のとおり改正することを資料に基づき説明。

職員育児・介護休業等に関する規程の一部改正 新旧対照表（抜粋）

改正後	改正前
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>第4章 子の看護休暇</p> <p>第10条 削除</p> <p>第5章 介護休業</p> <p>第11条 削除</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>第4章 子の看護休暇 (子の看護休暇)</p> <p>第10条 中学校卒業に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、育体協定によって除外された次の職員からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。</p> <p>一 職員となって6か月未満の者</p> <p>二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>2 取得しようとする者は、原則として、事前に会長に申し出るものとする。</p> <p>3 給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。</p> <p>第5章 介護休業 (介護休業)</p> <p>第11条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員（日雇職員を除く）は、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該対象家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護</p>

<p>第4章 所定外労働の免除 (育児のための所定外労働の免除) 第10条 条文省略</p> <p>第5章 時間外労働の制限 (育児・介護のための時間外労働の制限) 第11条 条文省略</p> <p>第6章 深夜業の制限 (育児・介護のための深夜業の制限) 第12条 条文省略</p> <p>第7章 所定労働時間の短縮措置等 (育児短時間勤務) 第13条 条文省略 (介護短時間勤務) 第14条 条文省略</p> <p>第8章 その他の事項 (給与等の取扱い) 第15条 条文省略 (介護休業期間中の社会保険料の取扱い) 第16条 条文省略 (復職後の勤務) 第17条 条文省略 (年次有給休暇)</p>	<p>休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、育体協定によって除外された次の職員からの介護休暇の申出は拒むことができる。</p> <p>一 職員となって6か月未満の者</p> <p>二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>2 取得しようとする者は、原則として、事前に会長に申し出るものとする。</p> <p>3 給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。</p> <p>第6章 所定外労働の免除 (育児のための所定外労働の免除) 第12条 条文省略</p> <p>第7章 時間外労働の制限 (育児・介護のための時間外労働の制限) 第13条 条文省略</p> <p>第8章 深夜業の制限 (育児・介護のための深夜業の制限) 第14条 条文省略</p> <p>第9章 所定労働時間の短縮措置等 (育児短時間勤務) 第15条 条文省略 (介護短時間勤務) 第16条 条文省略</p> <p>第10章 その他の事項 (給与等の取扱い) 第17条 条文省略 (介護休業期間中の社会保険料の取扱い) 第18条 条文省略 (復職後の勤務) 第19条 条文省略 (年次有給休暇)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 18 条 条文省略 (法令との関係) 第 19 条 条文省略 附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。	第 20 条 条文省略 (法令との関係) 第 21 条 条文省略
----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------

3 職員就業規則の一部改正について

子の看護休暇と介護休暇を特別休暇で付与することができるように、下記のとおり改正することを資料に基づき説明。

【改正前】

別表 1 (第 15 条関係) (抜粋)

事 由	期 間
25 中学生までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の通う学校、幼稚園、保育所等の送迎及び行事に参加する場合、又はその子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の看護を行うことをいう。）のために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間
26 前各号に掲げるものの他、会長が必要と認める場合	会長が必要と認める期間

【改正後】

別表 1 (第 15 条関係) (抜粋)

事 由	期 間
25 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間に <u>ある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の通う学校、幼稚園、保育所等の送迎及び行事に参加する場合、又はその子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の看護を行うことをいう。）のために勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	<u>当該子が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として必要と認める期間</u>
26 <u>要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員が介護するために勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	<u>当該対象家族が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として必要と認める期間</u>
27 前各号に掲げるものの他、会長が必要と認める場合	会長が必要と認める期間

附 則 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものとし、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

経過措置として、令和3年1月1日から同年3月31日にまでに取得した改正前の特別休暇別表1の25号及び職員育児・介護休業等に関する規程第11条の介護休暇に該当する休暇については、本改正後の別表1の25号及び26号の休暇取得日数としないものとする。

4 嘱託職員就業規則の一部改正について

嘱託職員で65歳以上の方など高齢の方を雇用した時、いつまで雇用するのかを明確にするため、下記のとおり改正することを資料に基づき説明。

嘱託職員就業規則の一部改正 新旧対照表 (抜粋)

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(退職、解雇等)</p> <p>第4条 嘱託職員の退職、解雇等については、協会職員就業規則第32条から第35条までの規定を準用する。</p> <p><u>2 前号の規定によりがたい嘱託職員は、75歳に到達した日以後における最初の3月31日を過ぎた後は雇用しないものとする。</u></p> <p>第5条～第6条 省略</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第7条 嘱託職員の勤務日数及び勤務時間は、次のとおりとする。</p> <p>第7条(1)～第22条 省略</p> <p>附 則 <u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(退職、解雇等)</p> <p>第4条 嘱託職員の退職、解雇等については、協会職員就業規則第32条から第35条までの規定を準用する。</p> <p>第5条～6条 省略</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第7条 嘱託職員の勤務日数及び勤務時間並びに臨時職員の勤務時間は、次のとおりとする。</p> <p>第7条(1)～第22条 省略</p>

5 嘱託職員給与支給要領の一部改正について

同一労働同一賃金の観点から、嘱託職員の給与について、下記のとおり改正することを資料に基づき説明。

嘱託職員給与支給要領の一部改正 新旧対照表 (抜粋)

改正後	改正前
<p>第1条～第7条 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略</p>

(賞与)

第8条 賞与は6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する嘱託職員に対し、6月30日及び12月10日に支給する。

2 嘱託職員就業規則第7条第1号に該当する者の賞与の額は、対象期間の各月支給実績額の平均を基準額とし、次表の支給率及び期間率を乗じて得た額とする。対象期間とは、基準日の前6か月間で勤務実績のある期間をいう。

支給率

支給日	支給率
6月30日	35.0/100
12月10日	35.0/100

3 嘱託職員就業規則第7条第2号に該当する者の賞与の額は、給料に次表支給率及び期間率を乗じて得た額とする。

支給率

支給日	支給率
6月30日	70.0/100
12月10日	70.0/100

4 嘱託職員就業規則第7条第2号に該当する者の内、無期雇用に転換した者の賞与の額は、給料に支給率及び期間率を乗じて得た額とする。

支給率

支給日	支給率
6月30日	100/100
12月10日	100/100

5 前2号から4号までの期間率は下表のとおりとする。

期間率

在職期間	期間率
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

(賞与)

第8条 賞与は6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する嘱託職員に対し、6月30日及び12月10日に支給する。

2 賞与の額は、給料に支給率及び期間率を乗じて得た額とする。

支給率

支給日	支給率
6月30日	70.0/100
12月10日	70.0/100

期間率

在職期間	期間率
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

<p>第9条 省略</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>第9条 省略</p>
-------------------------------------------------------	---------------

6 特任体育指導員給与等支給要領の一部改正について

同一労働同一賃金の観点から、特任体育指導員の給与について、下記のとおり改正することを資料に基づき説明。

特任体育指導員給与等支給要領の一部改正 新旧対照表（抜粋）

改正後	改正前																
<p>第1条～第5条 省略</p> <p><u>(給与)</u></p> <p>第6条 給与は6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する特任体育指導員に対し、6月30日及び12月10日に支給する。</p> <p>2 給与の額は、対象期間の各月支給実績額の平均を基準額とし、次表の支給率及び期間率を乗じて得た額とする。対象期間とは、基準日の前6か月間で勤務実績のある期間をいう。</p> <p>支給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給日</th> <th style="text-align: center;">支給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月30日</td> <td style="text-align: center;">35.0/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月10日</td> <td style="text-align: center;">35.0/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>期間率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">期間率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6か月</td> <td style="text-align: center;">100/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5か月以上6か月未満</td> <td style="text-align: center;">80/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月以上5か月未満</td> <td style="text-align: center;">60/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月未満</td> <td style="text-align: center;">30/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>	支給日	支給率	6月30日	35.0/100	12月10日	35.0/100	在職期間	期間率	6か月	100/100	5か月以上6か月未満	80/100	3か月以上5か月未満	60/100	3か月未満	30/100	<p>第1条～第5条 省略</p>
支給日	支給率																
6月30日	35.0/100																
12月10日	35.0/100																
在職期間	期間率																
6か月	100/100																
5か月以上6か月未満	80/100																
3か月以上5か月未満	60/100																
3か月未満	30/100																

上記1から6までの説明後、岡田理事より「各種規程等を改正する際に、諮問機関みたいなものはないのか。また、高齢等とあるが、どういう意味合いなのか。さらには、理事の定年制について設定した方がよいのではないか。」とのご意見をいただき、岸根事務局長が「本会には諮問機関等はなく、いろいろな法令等を調べ、事務局や各施設長の意見を聞きながら規程等の改正を行っている。高齢等とは定年退職の意味合いである。理事の定年制については今後検討していくべき課題についてのご意見として承る。」と回答した。

その他に意見等はなく、原案のとおり出席理事全員一致で議決された。

議案第4号 新たな規程の策定について

(岸根事務局長)

1 特任体育指導員の就業規則について

今までは嘱託職員の就業規則を引用していたが、より就業しやすい環境を整備するために、新たに就業規則を策定することについて資料に基づき説明し、これらを諮り、原案のとおり出席理事全員一致で議決された。

2 スポーツ仲裁に関する規程について

本会におけるスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、競技者等が仲裁申立をした場合には公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁により解決することを定める規定を策定することについて資料に基づき説明し、これらを諮り、原案のとおり出席理事全員一致で議決された。

議案第5号 令和3年度評議員会の開催日程について

(岸根事務局長)

令和3年度の定時評議員会を令和3年6月22日(火)の午後1時30分から白兔会館にて開催することについて資料に基づき説明し、これらを諮り、原案のとおり出席理事全員一致で議決された。

議案第6号 中・長期基本計画の策定について

(岸根事務局長)

スポーツ基本法及び鳥取県スポーツ推進計画(2019~2023)の趣旨を踏まえ、2021年度から2025年度までの5年間で計画的に取り組む施策について示した本会中・長期基本計画の策定について資料に基づき説明し、これらを諮り、原案のとおり出席理事全員一致で議決された。

議案第7号 令和2年度補正予算について

(岸根事務局長)

令和2年度の鳥取県から委託等されている事業等での決算見込による執行残等の減額による補正予算について資料に基づき説明し、これらを諮り、原案のとおり出席理事全員一致で議決された。

報告事項

報告（１）業務執行状況報告書

（後藤専務理事）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項（第197条において準用する同法第91条第2項）及び定款28条第4項の規定に基づき、代表して後藤専務理事が、質問等があれば代表理事もしくは業務執行理事がそれぞれお答えさせていただくことを説明し、令和2年9月8日から令和3年3月8日までの業務執行状況を資料に基づき報告した。

報告（２）令和2年度鳥取県スポーツ協会表彰について

（岸根事務局長）

令和2年度の表彰式は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止したことと、各賞の受賞者について、資料に基づき報告した。

報告（３）給与規程の一部改正について

（岸根事務局長）

職員の賞与に関する支給率の変更について、鳥取県人事委員会の報告・勧告を受け、下記のとおり会長の専決により改正したことについて、資料に基づき報告した。

職員給与規程の一部改正 新旧対照表（抜粋）

改正後			改正前		
第1条～第8条第3項第3号 省略			第1条～第8条第3項第3号 省略		
4 賞与の支給率は、次表に掲げる範囲内とする。			4 賞与の支給率は、次表に掲げる範囲内とする。		
支給日	期末手当相当	勤勉手当相当	支給日	期末手当相当	勤勉手当相当
6月30日	121.5/100	77.0/100	6月30日	121.5/100	81.0/100
12月10日	121.5/100	77.0/100	12月10日	121.5/100	81.0/100
5 前項の規定に関わらず、 <u>勤勉手当相当分の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができるが、職員の平均支給率が78.5/100を超えないこととする。</u> なお、期末手当相当分の支給率については、引き下げる場合に限るものとする。			5 前項の規定に関わらず、 <u>運営成績により支給率を変更することができる。</u> なお、期末手当相当分の支給率については、引き下げる場合に限るものとする。		
第8条第6項～第10条 省略			第8条第6項～第10条 省略		

<p>附 則</p> <p>1 この規定は、令和2年11月24日から施行する。</p> <p>2 令和2年12月に支給する勤勉手当相当の額は、改正後の規程第8条第4項の規定に関わらず、下記第1号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 改正後の規程第8条第4項表中勤勉手当相当欄「77.0」とあるのが令和2年12月に支給される勤勉手当相当額で「73.0」と読み替え、年間分で調整する。</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

報告（4）ガバナンスコードについて

（岸根事務局長）

JSP0加盟団体規程第12条では、「加盟都道府県体育・スポーツ協会及び加盟関係スポーツ団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体がガバナンスコード〈中央競技団体向け〉において当該団体の性格上必要ないと本会が認めるものを除き、遵守することに努めるとともに、その適合状況について自己説明及び公表を年1回実施しなければならない。」とあり、全43項目中17項目の本会の自己説明をホームページに掲載したことについて、資料に基づき報告した。

報告（5）第76回国民体育大会冬季大会の結果について

（岸根事務局長）

愛知県で行われたフィギュアスケート競技会の結果について、資料に基づき報告した。

報告（6）布勢総合運動公園のネーミングライツについて

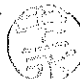
（岸根事務局長）

令和3年4月1日から「ヤマタスポーツパーク」に名称変更することについて、資料に基づき報告した。


以上の各議案、諸報告をいずれも終了後、15時10分に閉会。

令和3年3月23日

議長

中永廣樹 

議事録署名人

小林敬典 

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名
公益財団法人鳥取県スポーツ協会
総務担当リーダー 井戸垣 賢

